

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	本林建設株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県赤穂郡
許可番号	兵庫県知事（般－２８）第４６１６１０号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、電、舗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	平成31年3月19日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条同項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し、継続的に研修等を行うこと。</p> <p>(3) 建設業法において、専任で配置することとされている営業所の専任技術者、監理技術者又は主任技術者がそれぞれ適正に配置されるよう業務運営について調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制について、より一層整備、強化を行うこと。</p> <p>2 上記1で講じた措置（上記1の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を、速やかに文書で報告すること。</p>
処分の原因となった事実	<p>本林建設株式会社は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等違反により、小樽簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、平成31年1月16日に刑が確定している。このことは建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>